

適格請求書発行事業者に関する弊社登録番号のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定です。この度、弊社の登録申請手続きが完了いたしましたので、適格請求書発行事業者登録番号をご案内申し上げます。

適格請求書発行事業者登録番号 T1-0104-0101-8564

上記の登録番号は、国税庁ホームページの「適格請求書発行事業者公表サイト」にて、ご確認いただくことができます。

また、弊社のインボイス及びその交付方法は、適格請求書の要件を満たすため下図の国税庁からの手引きに従い、納品書毎に消費税を計算したインボイスとし、請求書にはそれぞれの納品書番号及び金額を記載した合算の請求書を発行する方法となりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

（例2）請求書と納品書（納品書に消費税額を記載する場合）

請求書		納品書	
(株)〇〇御中 XX年11月1日 10月分(10/1~10/31) 109,200円(税込)		納品No.0013	納品書
		納品No.0012	納品書
		納品No.0011	納品書
		(株)〇〇御中 △△商事(株)	
		下記の商品を納品いたします。	
		XX年10月1日	
納品書番号	金額	品名	金額
No.0011	12,800円	牛肉 ※	5,400円
No.0012	5,460円	じゃがいも ※	2,300円
No.0013	5,480円	割り箸	1,100円
...	...	ビール	4,000円
合計	109,200円	合計	12,800円
		10%対象	5,100円(消費税464円)
		8%対象	7,700円(消費税570円)
		※印は軽減税率対象商品	
△△商事(株) 登録番号 T1234567890123			

（引用：適格請求書等保存方式
（インボイス制度）の手引き
（令和4年9月））

は適格請求書の記載事項

（参考）

この場合、請求書に「税率ごとの消費税額等」の記載は不要ですが、納品書に記載した消費税額等の合計額を記載しても差し支えありません。

例) 合計 109,200円(消費税8%:3,200円/10%:6,000円)

合計 109,200円(消費税9,200円)等

なお、当該消費税額等の合計額については、法令上において記載を求めない適格請求書の記載事項としての消費税額等にはなりませんのでご留意ください。

「税率ごとに区分した消費税額等」
※端数処理は納品書につき税率ごとに1回

今後とも変わらぬお引き立てを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具